五　蓄熱式空気調和装置（空気調和用の冷温水を供給するもので、ヒートポンプ方式又は冷凍機及び蓄熱槽を用いるもののうち、定格日量冷却効率（定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して算出した数値をいう。第十号において同じ。）又は定格日量加熱効率（定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して算出した数値をいう。第十号において同じ。）のいずれかが二・二以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の冷却塔、制御装置、ポンプ若しくは配管を含む。）	
六　ボイラー（空気調和用の温水又は蒸気を供給するもので、廃熱により燃焼用の空気又は当該ボイラーに供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有し、かつ、当該ボイラーの温水温度又は蒸気圧力の変化に応じて燃焼用の空気と燃料との流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、ボイラー効率が八十六パーセント以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のポンプ若しくは配管を含む。）	
七　真空間接加熱式温水器（空気調和用の温水器で、減圧した容器内の熱媒液を蒸発させ、その蒸気により水の加熱を行うもののうち、ボイラー効率が八十一パーセント以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のポンプ若しくは配管を含む。）	
八　熱電併給型動力発生装置（空気調和用の温水又は蒸気を供給するもので、エンジン（希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この号において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのもののうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が六十パーセント以上となるものに限るものとし、これらと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ若しくは配管を含む。）	
九　冷凍機組込型空気調和機（冷凍機を組み込んだ空気調和機のうち、一の室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）につき二以上の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの（定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率のいずれかが三・〇以上のものに限る。）	
十　氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機（冷凍機を組み込んだ空気調和機のうち、一の室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）につき二以上の室内機及び氷蓄熱槽を同時に設置する場合のこれらのもの（定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率のいずれかが三・〇以上のものに限る。）	
十一　ガスエンジン式ヒートポンプ空気調和機（室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格ガス消費量をそれぞれの定格消費電力の和で除して算出した数値の平均値が一・一以上のものに限る。以下この号において同じ。）にガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機のうち、一の室外機につき二以上の室内機を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）	
十二　エアハンドリングユニット（送風機、冷却コイル、加熱コイル、加湿器及びエアフィルターで構成される空気調和機で、熱源から搬送される冷水、温水又は蒸気を使用し、空気の冷却、除湿、加熱、加湿及び除じんを行うもののうち、ファン効率が四十五パーセント以上のものに限る。）	
十三　全熱交換器組込型空気調和機（全熱交換器（全熱交換効率が六十パーセント以上のものに限る。）を組み込んだ空気調和機のうち、排気の顕熱及び潜熱により給気との熱交換を行うものに限る。）	
十四　ファンコイルユニット（送風機、熱交換器及びフィルターで構成されるもののうち、ファン効率が四十五パーセント以上のものに限る。）	
3　高効率機械換気設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　全熱交換・換気ユニット（換気のために取り入れる外気と排気との間で全熱交換を行うもののうち、全熱交換効率が六十パーセント以上のものに限る。）	4　照明設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　高周波点灯専用形蛍光ランプ（高周波方式の蛍光ランプのうち、ランプ効率が一ワット当たり七十ルーメン以上のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の安定器を含む。） 二　発光ダイオード照明装置（発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、ランプ効率が一ワット当たり二十ルーメン以上のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の直流電源装置を含む。）
二　送風機（換気のために用いるもののうち、ファン効率が四十五パーセント以上のものに限る。）	

別表四　エネルギー使用制御設備

番号	減価償却資産
1	測定装置（建築物の室内又は室外における温度、湿度、照度、一酸化炭素濃度及び二酸化炭素濃度並びに建築物に設置される空気調和設備、照明設備その他の建築設備（次項及び6の項において「空気調和設備等」という。）の稼働状況及びエネルギーの使用量を測定するもののうち、当該測定した値（次項及び6の項において「測定値」という。）を中継装置（次項に規定する中継装置をいう。3の項から6の項までにおいて同じ。）に送信する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
2	中継装置（測定値並びに空気調和設備等の運転及び管理に関する情報（6の項において「運転管理情報」という。）を電子計算機（6の項に規定する機構並びに空気調和設備等の動作を制御するための制御指令信号（以下この表において「制御指令信号」という。）を次項から6の項までに掲げるものに伝送する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の盤類及び配線を含む。）
3	アクチュエーター（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき、バルブ及びダンパーの開度を調整する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
4	可変風量制御装置（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき風量を調節する機構を有するもののうち、空気調和設備の吹出し口に設置するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
5	インバーター（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき交流電動機の出力軸の回転数を変化させることにより電力負荷を調整する機能を有するもののうち、半導体スイッチング素子を用いたものに限るものとし、これと同時に設置する専用の盤類及び配線を含む。）
6	電子計算機（中継装置から伝送された測定値及び運転管理情報に基づき、空気調和設備等の管理及び建築物の消費エネルギーを最小にするための演算を行う専用の電子計算機（物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものに限る。）に限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、音声入力装置、表示装置又はプリンターに限る。）、補助記憶装置、伝送用装置若しくは電源装置又は専用の盤類及び配線を含む。）

○財務省告示第二百二十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の十第一項及び第七項並びに第二十八条第一項及び第七項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件（昭和四十八年五月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、改正前の告示の別表一に掲げる減価償却資産で同日前に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、なお従前の例による。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦